

中心市街地活性化基本計画の状況について

平成30年4月
内閣府 地方創生推進事務局

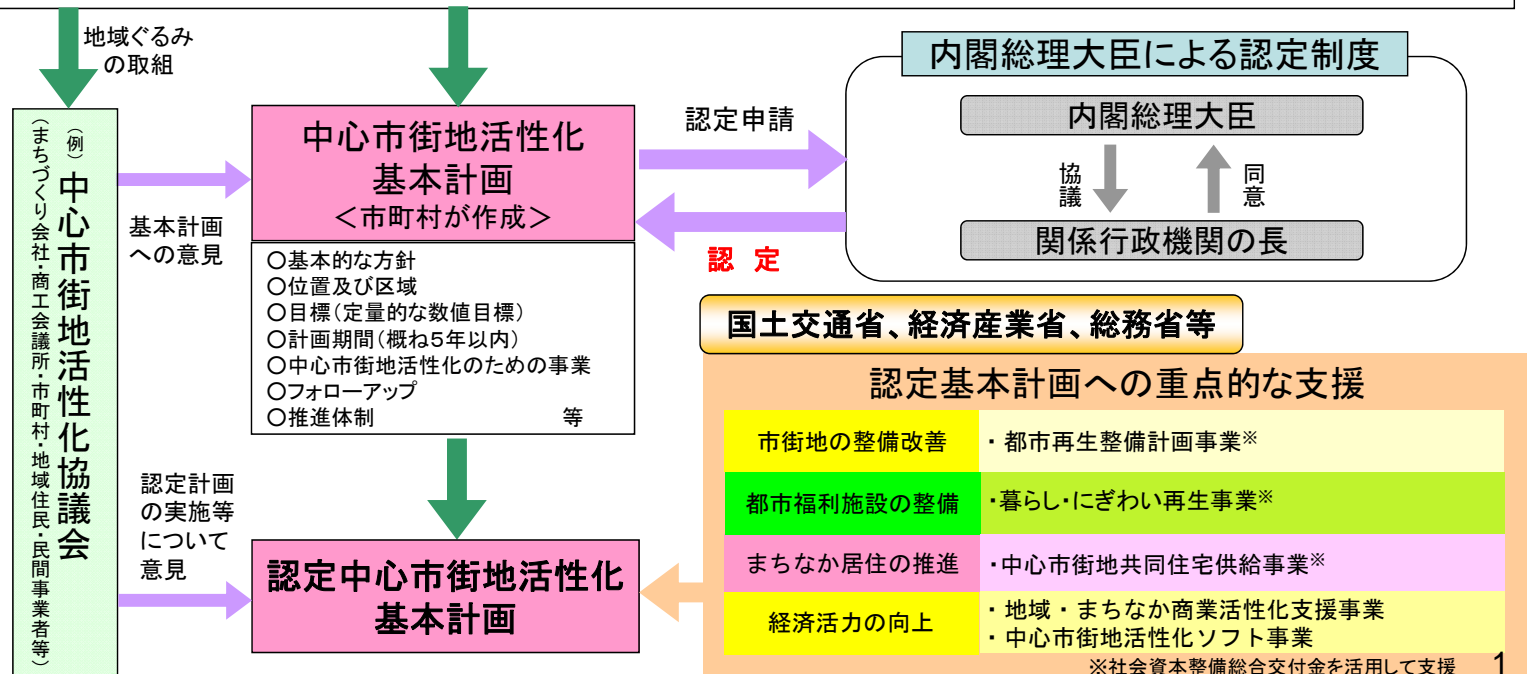
中心市街地活性化制度の概要（中心市街地の活性化に関する法律 H18.8施行）

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定



1. 変更理由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)の成立に伴い所要の変更を行うとともに、認定基本計画の実施状況についての評価の実施等に係る記載内容の充実(PDCAサイクルの強化)等を図るもの。

2. 主な変更内容

①通訳案内士法等の改正に伴う変更(第7章関係)

通訳案内士法の改正により、地域通訳案内士制度が創設されたことに伴い、中心市街地特例通訳案内士制度が廃止されたため、中心市街地特例通訳案内士育成等事業に関する記載を削除。

②認定基本計画の実施状況についての評価の実施等に係る記載内容の充実(第2章関係)

- 政府全体の施策の実施状況等についての評価等の体制を強化するため、定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議の開催に関する記載を追加。
- 定期フォローアップを踏まえた認定基本計画の見直し等についての助言の実施に関する記載を追加。
- 認定基本計画における成功事例の分析、公表に関する記載を追加。
- 認定基本計画の期間終了後における継続的な評価の実施に関する記載を追加。

これまで認定を受けた中心市街地活性化基本計画：累計142市2町224計画（平成30年4月現在）

北海道	帯広市※、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市※、富良野市※、稚内市、北見市、旭川市、函館市	滋賀県	大津市※、守山市※、長浜市※、草津市、東近江市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市※、八戸市※、土和田市	京都府	福知山市※
岩手県	久慈市※、盛岡市※、遠野市※	大阪府	高槻市※、堺市
宮城県	石巻市※	兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊丹市※、丹波市※、姫路市※、川西市※、明石市※
秋田県	秋田市※、大仙市	奈良県	奈良市
山形県	鶴岡市※、山形市※、酒田市※、上山市※、長井市、	和歌山県	和歌山市、田辺市
福島県	白河市※、福島市※、須賀川市、会津若松市、いわき市	鳥取県	鳥取市※※、米子市※、倉吉市
新潟県	新潟市、長岡市※、上越市(高田)、十日町市	島根県	松江市※、江津市、雲南市
茨城県	石岡市、土浦市、水戸市	岡山県	倉敷市※、玉野市、津山市
栃木県	大田原市、日光市	広島県	府中市※、三原市
群馬県	高崎市※	山口県	山口市※、下関市、周南市、岩国市
埼玉県	川越市※、蕨市、寄居町	香川県	高松市※
千葉県	千葉市、柏市※	徳島県	—
東京都	青梅市、府中市、八王子市	愛媛県	西条市、松山市※
神奈川県	小田原市	高知県	四万十市、高知市※
山梨県	甲府市※	福岡県	久留米市※、北九州市(小倉・黒崎)、直方市、飯塚市、大牟田市
富山県	富山市※※、高岡市※※	佐賀県	小城市、唐津市※、基山町
石川県	金沢市※※	長崎県	諫早市※、大村市、長崎市
福井県	福井市※、越前市※、大野市※、敦賀市	熊本県	熊本市※※、八代市、山鹿市、熊本市(植木)
長野県	長野市※、飯田市※、塩尻市、上田市※	大分県	豊後高田市※、大分市※※、別府市、佐伯市※、竹田市
岐阜県	岐阜市※※、中津川市、大垣市※、高山市	宮崎県	宮崎市、日向市、日南市、小林市
静岡県	浜松市※、藤枝市※※、静岡市※、掛川市※、沼津市	鹿児島県	鹿児島市※※、奄美市
愛知県	豊田市※※、名古屋市、豊橋市※、東海市、安城市、田原市	沖縄県	沖縄市※
三重県	伊賀市、伊勢市		

※※印は3期計画の認定を受けた市
 ※印は2期計画の認定を受けた市
 下線は計画期間終了の市

北海道	岩見沢市※、富良野市※
青森県	弘前市※
岩手県	久慈市※、遠野市※
宮城県	石巻市※
秋田県	秋田市※
山形県	山形市※、酒田市※、長井市、上山市※、鶴岡市※
福島県	白河市※、福島市※、須賀川市、会津若松市、いわき市
新潟県	長岡市※
茨城県	土浦市、水戸市
栃木県	—
群馬県	高崎市※
埼玉県	川越市※、蕨市、寄居町
千葉県	柏市※
東京都	青梅市、府中市、八王子市
神奈川県	—
山梨県	甲府市※
富山県	富山市※※、高岡市※※
石川県	金沢市※※
福井県	越前市※
長野県	飯田市※、上田市※
岐阜県	岐阜市※※、大垣市※、高山市
静岡県	浜松市※、藤枝市※※、静岡市※、掛川市※
愛知県	豊田市※※、豊橋市※、田原市
三重県	伊勢市

滋賀県	守山市※、長浜市※、草津市、東近江市
京都府	福知山市※
大阪府	堺市、高槻市※
兵庫県	伊丹市※、丹波市※、姫路市※、川西市※、明石市※
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	鳥取市※※、米子市※、倉吉市
島根県	松江市※、江津市、雲南市
岡山県	倉敷市※、津山市
広島県	三原市
山口県	山口市※、岩国市
香川県	—
徳島県	—
愛媛県	松山市※
高知県	高知市※
福岡県	久留米市※、大牟田市
佐賀県	唐津市※、基山町
長崎県	諫早市※、長崎市
熊本県	熊本市※※
大分県	大分市※※、佐伯市※、竹田市
宮崎県	小林市
鹿児島県	鹿児島市※※、奄美市
沖縄県	沖縄市※

※印は2期計画の認定を受けた市、※※印は3期計画の認定を受けた市

認定中心市街地活性化基本計画作成自治体（85団体）人口規模別一覧（H30.4現在）

自治体人口 （認定時点）	立地適正化計画作成済み （H29.12.31時点）	立地適正化計画作成予定 （H29.12.31時点）	立地適正化計画取組なし （H29.12.31時点）
30万人以上	川越市、富山市、金沢市、 岐阜市、静岡市、豊橋市、 高槻市、松山市、高知市、 久留米市、熊本市、鹿児島市	秋田市、いわき市、高崎市、 柏市、八王子市、浜松市、 豊田市、姫路市、倉敷市、 長崎市、大分市	堺市
10万人以上	弘前市、鶴岡市、福島市、 長岡市、土浦市、水戸市、 東近江市	山形市、酒田市、府中市、 甲府市、高岡市、飯田市、 上田市、大垣市、藤枝市、 掛川市、伊勢市、草津市、 鳥取市、松江市、津山市、 山口市、岩国市、大牟田市	石巻市、会津若松市、青梅市、 長浜市、伊丹市、丹波市、 川西市、明石市、米子市、 唐津市、諫早市、沖縄市
5万人以上	越前市、守山市、三原市	須賀川市、田原市	岩見沢市、白河市、蕨市、 高山市、福知山市、佐伯市
5万人未満		長井市、寄居町、江津市、 基山町、竹田市、奄美市	富良野市、久慈市、遠野市、 上山市、倉吉市、雲南市、 小林市

フォローアップ実施時期とスケジュール

＜定期フォローアップとは＞

計画期間中に行うフォローアップであり、その内容は、年度終了時点の中心市街地の概況、取組に対する中心市街地活性化協議会からの意見といった定性的な評価に加えて、目標指標ごとの目標達成の見通し及びその理由、実績データの推移、主要事業の実施状況、事業効果及び今後の対策といった定量的な評価を実施して頂きます。自己評価で明らかとなった取組の進捗状況、目標達成の見通し、目標指標の基準値からの改善状況等を踏まえ、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに基本計画の見直しを行うことを主な目的としています。

＜最終フォローアップとは＞

計画期間満了後に行うフォローアップであり、その内容は、基本計画の実施前後で中心市街地がどのように変化したのか、基本計画の目標が達成されたのか、市民意識にどのような変化があったのかといった内容について報告して頂きます。具体的には、計画期間満了年度における数値実績、事業実施成果等を確認することにより、基本計画の成果を確認するものです。

＜スケジュール(予定)＞

- 3月 : 内閣府から各市町村に定期・最終フォローアップ実施の依頼
- 5月中旬 : 定期フォローアップ報告書を内閣府に提出
- 5月末 : 最終フォローアップ報告書を内閣府に提出
- (目標指標のフォローアップに使用するデータは、3月末までに調査が実施され、4月末(最終は5月末)までに取りまとめが行われたものを基本とする)
- 5月中旬～6月: 定期・最終フォローアップ報告書の内容調整
- 6月中 : 各市町村のHP等で定期フォローアップ報告書を公表
- 7月中 : 内閣府の取りまとめ報告書を公表

6

最終フォローアップにおける評価指標の目標達成状況

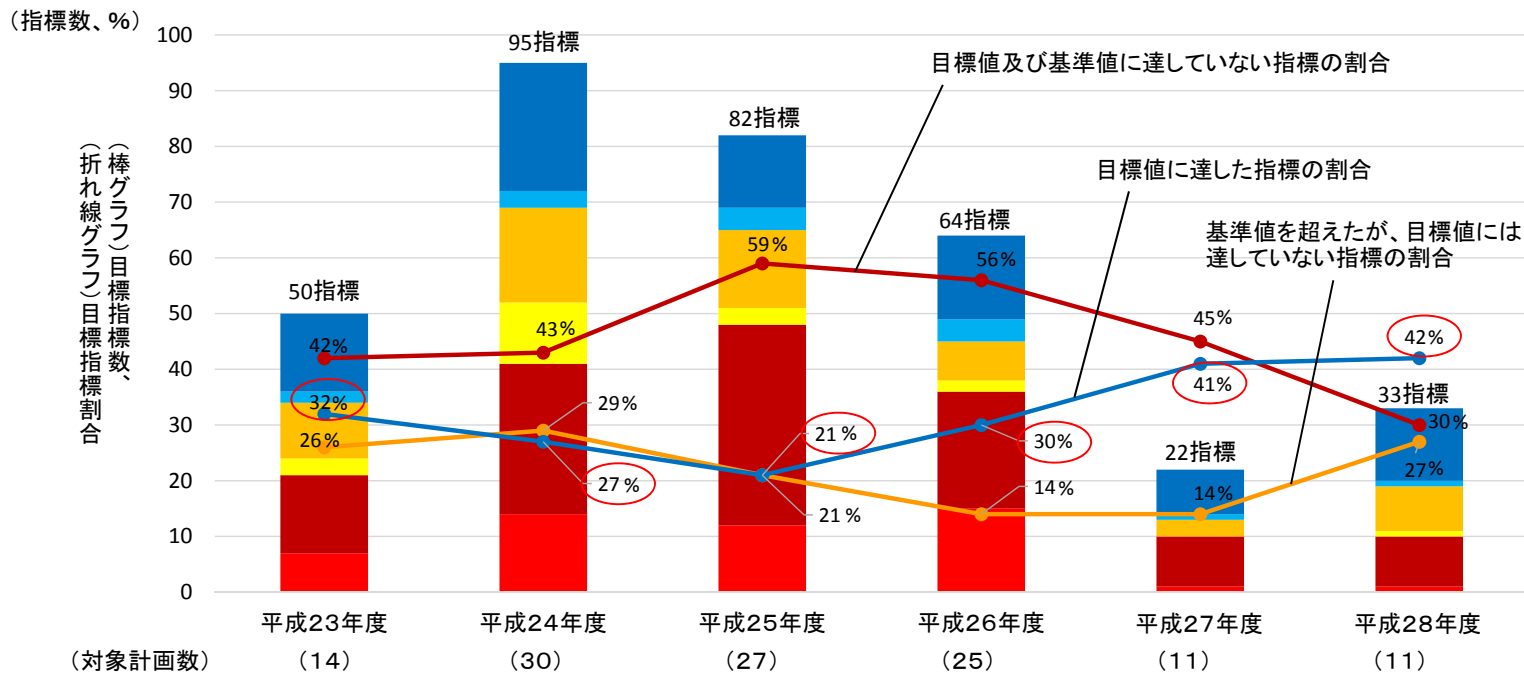
平成30年3月末までに、累計142市224計画が中心市街地活性化基本計画の認定を受け、うち109市118計画について、計画期間終了後、最終フォローアップ報告書を作成。(次の計画期間に入っている自治体を含む。)

最終フォローアップにおける、各計画の評価指標(346指標)の目標達成状況は以下のとおり。

	目標達成	目標は未達だが、 計画当初より改善
にぎわいの創出 184指標 (109市117計画)	60指標 (32.6%) (45市48計画)	47指標 (25.5%) (40市41計画)
街なか居住の推進 71指標 (67市71計画)	13指標 (18.3%) (12市13計画)	16指標 (22.5%) (15市16計画)
経済活力の向上 57指標 (49市50計画)	11指標 (19.3%) (11市11計画)	10指標 (17.5%) (10市10計画)
公共交通の利便の増進 12指標 (8市11計画)	6指標 (50.0%) (4市6計画)	3指標 (25.0%) (3市3計画)
その他 22指標 (20市20計画)	11指標 (50.0%) (11市11計画)	3指標 (13.6%) (3市3計画)
合計 346指標 (109市118計画)	101指標 (29.2%) (62市68計画)	79指標 (22.8%) (57市60計画)

7

中心市街地活性化基本計画における目標達成状況について



注：最終フォローアップにおいて、計画期間終了年度における目標達成状況等を確認したもの。

(凡例)

- A : 計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えている。
- a : 計画した事業は予定どおりには進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では目標値を超えている。
- B : 計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値は超えたが、目標値には達していない。
- b : 計画した事業は予定どおりには進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えたが、目標値には達していない。
- C : 計画した事業は概ね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。
- c : 計画した事業は予定どおりには進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも達していない。
- A+a : 全目標指標におけるA又はaの割合(目標値に達した指標の割合)。
- B+b : 全目標指標におけるB又はbの割合(基準値を超えたが、目標値には達していない指標の割合)。
- C+c : 全目標指標におけるC又はcの割合(目標値及び基準値にも達していない指標の割合)。

認定申請マニュアル(平成30年度版)及びフォローアップ実施マニュアル(平成30年3月)について

1. 中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル(平成30年度版)

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html)

- 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更等に伴う改訂
- 基本計画の認定と連携した支援措置等の改訂

2. 中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアル(平成30年3月)

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/pdf/tyukatsu_followupmanual.pdf)

①定期フォローアップ

- 「基礎的なデータ」として、中心市街地内の人口・人口増減数・社会増減数・転入者数の記載を追加
- 「目標達成の見通しの理由」について、最新値が基準値を下回っている場合で、目標達成可能の見込みとする場合、詳細な理由の記載を追加
- 「前回のフォローアップと見通しが変わった場合の理由」について、見通しが悪化した場合、改善した場合、それぞれの記述の具体化
- 「目標達成の見通し及び今後の対策」について、目標達成可能と見込まれない等の場合、計画変更等の見通しの方針等についての記載を追加

②最終フォローアップ

- 「基礎的なデータ」として、中心市街地内の人口・人口増減数・社会増減数・転入者数の記載を追加
- 個別目標毎に、「目標達成の状況」として、評価の具体的な記載、計画変更等の効果等についての記載を追加